

平成 30 年「海商法」および「国際海上物品運送法」の改正がありました。口述試験の突破（法規編）6 訂版に反映されておらず、読者の方々には大変ご迷惑をお掛けいたしました。ここに改めてお詫び申し上げますとともに、以下の正誤表を参考にさせていただくようお願いいたします。

頁	正	誤	備考
192	<p>問題 2 商法上の船長の代理権について述べよ。</p> <p><b>解答</b> 船長は、船籍港外においては、次に掲げる行為を除き、船舶所有者に代わって航海のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>一 船舶について抵当権を設定すること。</p> <p>二 借財をすること。</p> <p>(第 708 条)</p>	<p>問題 2 商法上の船長の権限を船籍港外と船籍港内とに分けて述べよ。</p> <p><b>解答</b> 1 船籍港外においては、航海のために必要な一切の (以下省略)</p> <p>(第 713 条)</p>	改正前の第 713 条が改正後第 708 条に変更されたため
192	<p>問題 3 商法が定める船長の義務のうち、次に掲げるものについて述べよ</p> <p>1. 積荷の処分</p> <p>2. 海員監督の義務</p> <p><b>解答</b> 1. 積荷の処分</p> <p>船長は、航海中に積荷の利害関係人の利益のため必要があるときは、利害関係人に代わり、最もその利益に適合する方法によって、その積荷の処分をしなければならない。</p> <p>(第 711 条)</p> <p>2. 海員監督の義務</p> <p>船長は、海員がその職務を行うについて故意又は過失によって他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、船長が海員の監督について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。</p> <p>(第 713 条)</p>	<p>問題 3 商法が定める船長の義務のうち、次に掲げるものについて述べよ</p> <p>1. 注意義務</p> <p>2. 海員監督の義務</p> <p><b>解答</b> 1. 注意義務</p> <p>船長は、その職務を行うにあたり注意を怠らなかったことを (以下省略)</p> <p>(第 705 条)</p> <p>2. 海員監督の義務</p> <p>海員がその職務を行うにあたり (以下省略)</p> <p>(第 706 条)</p>	<p>改正前の第 705 条が削除されたため</p> <p>改正前の第 706 条が改正後第 713 条に変更されたため</p>

頁	正	誤	備考
193	<p>問題 4</p> <p><b>解答</b></p> <p>1 書類の設備義務 (第 710 条)</p> <p>2 積荷の処分 (第 711 条)</p> <p>3 海員監督の義務 (第 713 条)</p> <p>4 報告義務 (第 714 条)</p>	<p>問題 4</p> <p><b>解答</b> 1 注意義務 (第 705 条)</p> <p>2 海員監督の義務 (第 706 条)</p> <p>3 書類の設備義務 (第 709 条)</p> <p>4 報告義務 (第 720 条)</p>	<p>改正前の第 705 条が削除されたため</p> <p>改正前の第 706 条、第 709 条、第 720 条が、それぞれ改正後第 713 条、第 710 条、第 714 条に変更されたため</p>
193	<p>問題 5 航海に堪える能力に関する注意義務について述べよ。</p> <p><b>解答</b> 運送人は、発航の当時次に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負う。</p> <p>一 船舶を航海に堪える状態に置くこと。</p> <p>二 船員の乗組み、船舶の艀装及び需品の補給を適切に行うこと。</p> <p>三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。</p> <p>(第 739 条)</p>	<p>問題 5 商法上の船舶所有者の堪航能力担保の義務について述べよ。</p> <p><b>解答</b> 船舶所有者は、(以下省略)</p> <p>(第 738 条)</p>	<p>改正前の第 738 条が改正後第 739 条に変更されたため</p>
193	<p>問題 7</p> <p><b>解答</b> 運送人は、法令に違反して又は個品運送契約によらないで船積みされた</p> <p>(第 740 条)</p>	<p>問題 7</p> <p><b>解答</b> 船長は、法令に違反したり運送契約によらないで船積みされた</p> <p>(第 740 条)</p>	<p>文言の改正</p>
194	<p>問題 8</p> <p><b>解答</b> 運送人は (以下省略)</p> <p>(第 748 条第 3 項)</p>	<p>問題 8</p> <p><b>解答</b> 船舶所有者は (以下省略)</p> <p>(第 741 条第 2 項)</p>	<p>条文番号、項番号及び文言の改正</p>

頁	正	誤	備考
195	<p>問題 12</p> <p>解答 1 運送人は (以下省略) (第 765 条第 1 項) (第 766 条)</p> <p>解答 2 運送人は (以下省略) (第 765 条第 2 項)</p>	<p>問題 12</p> <p>解答 1 船長は (以下省略) (第 771 条) (第 774 条)</p> <p>解答 2 船長は (以下省略) (第 772 条)</p>	<p>条文番号、項番号及び文言の改正</p>
195	<p>問題 12</p> <p>解答 3 2 人以上の船荷証券の所持人が運送品の引渡しを請求したときは、運送人は、その運送品を供託することができる。運送人が第 765 条第 1 項の規定により運送品の一部を引き渡した後に他の所持人が運送品の引渡しを請求したときにおけるその運送品の残部についても、同様とする。(第 767 条第 1 項)</p> <p>また、運送人は、前項の規定により運送品を供託したときは、遅滞なく、請求をした各所持人に対してその旨の通知を発しなければならない。(第 767 条第 2 項)</p>	<p>問題 12</p> <p>解答 3 2 人以上の船荷証券所持人が運送品の引渡しを請求したときは、船長は遅滞なく運送品を供託し、(以下中略)</p> <p>また、この規定は、船長が(以下中略)</p> <p>(第 773 条)</p>	<p>改正前の第 773 条が改正後第 767 条に変更されたため</p>
195	<p>問題 12</p> <p>解答 4 第 1 項に規定する場合(2 人以上の船荷証券の所持人が運送品の引渡しを請求したとき)においては、最も先に発送され、又は引き渡された船荷証券の所持人が他の所持人に優先する。(第 767 条第 3 項)</p>	<p>問題 12</p> <p>解答 4 2 人以上の船荷証券所持人がある場合において(以下中略)</p> <p>(第 775 条)</p>	<p>改正前の第 775 条が改正後第 767 条に変更されたため</p>
196	<p>問題 13</p> <p>解答 (削除)</p>	<p>問題 13</p> <p>解答 (第 780 条)</p>	<p>改正前の第 780 条が削除されたため</p>
196	<p>問題 14</p> <p>解答 (第 808 条)</p>	<p>問題 14</p> <p>解答 (第 788 条)</p>	<p>条文番号の改正</p>

頁	正	誤	備考
196	<p>問題 16</p> <p><b>解答</b> 共同海損は、次の各号に掲げる者（船員及び旅客を除く。）が当該各号に定める額の割合に応じて分担する。</p> <p>一 船舶の利害関係人 到達の地及び時における当該船舶の価格</p> <p>二 積荷の利害関係人 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額</p> <p>イ 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格</p> <p>ロ 共同危険回避処分の際においてイに規定する積荷の全部が滅失したとした場合に当該積荷の利害関係人が支払うことを要しないこととなる運送賃その他の費用の額</p> <p>三 積荷以外の船舶内にある物（船舶に備え付けた武器を除く。）の利害関係人 到達の地及び時における当該物の価格</p> <p>四 運送人 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額</p> <p>イ 第二号ロに規定する運送賃のうち、陸揚げの地及び時において現に存する債権の額</p> <p>ロ 船員の給料その他の航海に必要な費用（共同海損となる費用を除く。）のうち、共同危険回避処分の際に船舶及び第二号イに規定する積荷の全部が滅失したとした場合に運送人が支払うことを要しないこととなる額</p> <p style="text-align: right;">（第810条第1項）</p>	<p>問題 16</p> <p><b>解答</b> 1 共同海損は、これにより結果として保存することができた船舶または積荷の価格と運送賃の（以下省略）</p> <p style="text-align: right;">（第789条） （第792条） （第793条第1項、第2項）</p>	<p>改正前の第789条及び第792条が改正後第810条に変更され、第793条が削除されたため</p>
197	<p>問題 17 商法に定める海難救助料の支払いの請求について述べよ。</p> <p><b>解答</b> 船舶又は積荷その他の船舶内にある物の全部又は一部が海難に遭遇した場合において、これを救助した者は、契約に基づかないで救助したときであっても、その結果に対して救助料の支払を請求することができる。</p> <p style="text-align: right;">（第792条）</p>	<p>問題 17 商法に定める海難救助の意義を述べよ。</p> <p><b>解答</b> 海難救助とは、海難に遭遇した船舶または積荷（以下中略）</p> <p style="text-align: right;">（第800条）</p>	<p>改正前の第800条が改正後第792条に変更されたため</p>

頁	正	誤	備考
198	問題 1 解答 (第 16 条を除く) 被用者	問題 1 解答 (第 20 条の 2 を除く) その使用する者	条文番号及び文言の改正
198	問題 3 解答 運送人は、発航の当時、次の事項について注意を払わなければならない。 1. 船舶を航海に堪える状態に置くこと。 2. 船員の乗組み、船舶の艤装及び需品の補給を適切に行うこと。 3. 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。 したがって、運送人は、上記の注意が尽くされたことを証明しなければ、損害賠償の責任を免れることができない。(第 5 条)	問題 3 解答 運送人は、自己またはその使用する者が発航の当時、次の事項について注意を払わなければならない。 1. 船舶を航海に堪える状態に置くこと。 2. 船員を乗り組ませ、船舶を艤装し、および需品を補給すること。 3. 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送および保存に適する状態におくこと。 したがって、運送人は、上記の注意が尽くされたことを証明しなければ、損害賠償の責任を免れることができない。 (第 5 条)	文言の改正
199	問題 4 解答 (削除)	問題 4 解答	第 6 条 削除
199	問題 5 解答 1 いつでも、 (第 6 条第 1 項)	問題 5 解答 1 何時でも(第 11 条第 1 項)	条文番号及び文言の改正

頁	正	誤	備考
199	問題 5 解答 2  (第 6 条第 3 項)	問題 5 解答 2  (第 11 条第 3 項)	条文番号の改正
199	問題 6 解答 1 (1) 滅失、損傷又は延着に係る運送品の包又は単位の数に 1 計算単位 <sup>[注]</sup> の 666.67 倍を乗じて得た金額 [注]1 計算単位とは、国際通貨基金協定第 3 条第 1 項に規定する特別引出権による 1 特別引出権に相当する金額をいう。(第 2 条) (2) 前号の運送品の総重量について 1 キログラムにつき 1 計算単位の 2 倍を乗じて得た金額 (第 9 条第 1 項)	問題 6 解答 1 (1) 1 計算単位 <sup>[注]</sup> の 666.67 倍の金額 [注]1 計算単位とは、国際通貨基金協定第 3 条第 1 項に規定する特別引出権(SDR)による 1 特別引出権に相当する金額をいう。(第 2 条) (2) 滅失、損傷または延着に係る運送品の総重量について 1 キログラムにつき 1 計算単位の 2 倍を乗じて得た金額 (第 13 条第 1 項)	条文番号及び文言の改正
199	問題 6 解答 2  (第 9 条 5 項)	問題 6 解答 2  (第 13 条第 5 項)	条文番号の改正
200	問題 7 解答  (削除)	問題 7 解答	第 14 条第 1 項, 第 2 項 削除